

令和6年第21回

荒川区教育委員会定例会

令和6年11月8日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和6年荒川区教育委員会第21回定例会

- | | | |
|--------|---|---|
| 1 日 時 | 令和6年11月8日 | 午後2時00分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
小 林 敦 子
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記
坂 田 一 郎 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
教育施設管理課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
田 中 欣 也
井 上 千 恵
渡 辺 裕 登
下 条 知 淑
杉 山 茂
大 西 寛 和
齋 藤 一 幸
吉 田 夏 彦
宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

議案第 20 号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見の聴取について

(2) 報告事項

ア 第 17 回あらかわお弁当レシピコンテストの審査について

イ 令和 6 年度「あらかわ小論文コンテスト」の審査について

(3) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和6年第21回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、繁田委員、長島委員、御両名にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

本日は、審議事項1件、報告事項2件となっております。

初めに、議案第20号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 3ページを御覧いただければと思います。議案第20号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」でございます。

提案理由でございます。令和6年度荒川区議会定例会・11月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。改正理由を御覧いただければと思います。職員の休暇として子育て部分休暇を新設するとともに、部分休業の承認について改めるほか、規定を整備するためでございます。

経緯でございます。これまでも子育て休暇制度につきましては、育児休業、部分休業、看護休暇などがございました。一方で、小学校就学以降につきましては、部分休業のように一定期間にわたって継続的に1日の勤務時間を短縮できる制度はございませんでした。今年度、6年3月14日に特別区職員労働組合連合会との団体交渉におきまして、本制度について妥結をしたものでございます。各区の状況に応じて導入を検討することとなりましたので、荒川区につきましては、今回、11月会議に向けて提案をすることになりました。

制度の内容でございます。対象職員については、常勤職員、定年前再任用短時間勤務職員、1週間の勤務日が3日以上で、1日の勤務時間が6時間15分以上である会計年度任用職員、1年間の勤務日が121日以上であって、1日の勤務時間が6時間15分以上である会計年度任用職員でございます。

対象となるお子さんでございます。上の段は一般的なものでございます。満6歳に達する日の翌日以降、最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。年度単位ということで、6歳から12歳までのその年度という形になります。

下の段でございます。さらに満12歳に達する日の翌日以降、最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあつて、難病の患者である子または障害が

ある子、難病の患者である子と障害のある子については18歳の年度までという形になります。

取得可能時間でございます。正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間（非常勤職員については1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間）を超えない範囲で承認するものでございます。

取得可能単位については30分。

恐れ入ります。4ページを御覧いただければと思います。給与の取扱いにつきましては、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給するものでございます。

施行期日については、令和7年4月1日でございます。

少し分かりにくいので補足させていただきますと、これまでは育児休業は生まれてから3歳まで取れる形になっておりました。それ以降、就学前まで今度は部分休業として2時間取れる形になり、例えば朝30分取って夕方1時間半や、朝1時間で夕方1時間と、30分単位で2時間まで取れる制度でございました。就学後については、子の看護という形で、継続的ではなくて1年間で上限5日間が有給休暇でお休みを取れると、急に熱を出したので子の看護をする場合など。ただ、これは年間を通してではございませんでした。

今回新たに制定するのは、部分休暇制度。これは、部分休業が就学前であったものを就学後、12歳まで延ばすということで、難病と障害がある子については、それを18歳まで延ばすという条例の制定でございます。今現在、国や東京都についてはこれを行ってございません。

以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見等ございましたお願いいたします。

繁田委員 基本的なことですが、用語の意味が少し分からなかったです。休業と休暇の意味というか、定義というか、もしあれば教えていただきたいのですけれども。

教育総務課長 基本的に、休業というのは業をお休みする。例えば定例的にずっと期間を休むということをするのですが、内容的には休業と同じなのですけれども、法律ではないので休暇という名称にしたのだと思います。私も分かりづらいなと思いながら、先ほど説明をしていたのですが。

教育長 多分、法律ではないからなのでしょうね。

教育総務課長 育休と部分休業は法律でうたっていて、国も東京都も全国の自治体もやっているのですが、今回のところは特別区だけの制度です。

坂田委員 そういう意味では、全国一律の部分を休業と呼んで、そこから先の部分を休暇と呼んでいると理解しました。

この今回の新しい条例については、インクルーシブな社会という方向性に沿ったものだと思いますので賛成です。その際、幼稚園の園長さんの勤務、園の職員の方々の勤務が従来のような形ではならなくなるところもあって、園長さんの運営上の負担が増える可能性があるので、教育委員会としては、その点に注意をしていくということかと思えます。

教育総務課長 おっしゃるとおり、部分休業の法律におきましても、公務の運営に支障がないと認めるときはのような一定の条件がついているところでございますので、職場における体制としては、そういった休みやすい環境をローテーションも含めてつくる必要があるのかなというのは考えているところでございます。

教育長 今、坂田委員がおっしゃったように、せっかくこういった休業なり休暇制度ができるわけですから、必要な職員については、制度を活用できるように職場環境を整え、先ほど教育総務課長も申し上げたように、全体で支える仕組みづくりを進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

教育総務課長 補足でございます。今現在、部分休業、就学前まで取っている教員が1名で、そのほか育児休業を取っている者が5名ございますので、こういった方々が今後対象になってきますので、そういった方々が今後取れるような体制については努力をしてまいりたいと思っております。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

長島委員 最初の改正理由のところに、子育て部分休暇を新設するとあって、「とともに」の後に、部分休業の承認について改めるとあるのですけれども、新設の方はずっと理解できたような気がするのですけれども、承認について改めるといのはどのことを言っているのかよく分からなくて。

教育総務課長 少し分かりにくいのですけれども、7ページのところに休暇というのを設けさせていただいたのですけれども、承認については、その前にございます承認のところ、部分休業と同じ条項を使うものですから、そういうような表現になってしまっております。承認の段階については同じ手順を踏むものですから、ただ制度としては今回新たに子育て休暇というのをつくった形になります。

7ページに休暇というのがございます。その前の例えば5ページのところに、新たに「並びに16条の3第1項において同じ」と書いてありますので、16条の3第1項というのは7ページのことを足しているのですね。これを言っているところです。この新たに設けたものを、それに合わせて入れている。例えば同じように6ページについても、下のほうに16条の3第1項についてと足していることをそういうふうに表現をさせていただいた。

教育長 条文がずれてしまったり足されたりするときに改めるとい表現を使っているの、

特段、部分休業については変わりはないのですよね。

教育総務課長 部分休業のところは変わらないです、承認制度は同じですから。

教育長 ただ、その承認のよって立つ条項について改めるということです。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

小林委員 現在、人材はどちらかという民間に流れる傾向がありますので、質の高い職員の確保のためには重要だと思っておりますので、本件に賛成です。

教育長 ただいま御質疑をいただきましたが、そのほか特にならなければ、質疑を終了させていただきます。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 議案第20号について意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 討論を終了いたします。

議案第20号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第20号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」は、原案のとおり決定されました。

続いて、報告事項に移ります。

報告事項ア「第17回あらかわお弁当レシピコンテストの審査について」を議題といたします。渡辺学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、学務課より「第17回あらかわお弁当レシピコンテストの審査について」御説明いたします。資料13ページを御覧ください。

本件は、令和6年6月28日開催の第12回教育委員会定例会において事業実施の御報告をいたしました、あらかわお弁当レシピコンテストの審査につきまして、今回、教育委員の先生方をお願いするものでございます。

本コンテストにつきましては、既に一次審査を女子栄養大学の岩間名誉教授にお願いしてございまして、最終審査を今回、教育委員の先生方に行っていただき、各賞を決定する形で進めてまいります。

表彰につきましては、資料の項番1に記載のとおり、区長賞、女子栄養大学学長賞、教育委員会賞、奨励賞を小学校低学年の部、高学年の部、中学生の部の各3部門でそれぞれ表彰するものでございます。

なお、女子栄養大学学長賞につきましては、既に岩間名誉教授のほうにおきまして選考の

実施、作品の選出をしていただいている状況でございますので、今回は小学校低学年、高学年、中学校の部の各3部門で学長賞以外の区長賞を各1作品、教育委員会賞を各2作品、奨励賞各4作品について教育委員の先生方に最終審査をしていただきたく存じます。

また、校内の審査を通過しましたが、今回、各賞に選出されなかった作品につきましては、佳作という形で該当の児童生徒に賞状を授与する予定となっております。

現在は、低学年、高学年、中学校の3部門において7点ずつの作品が一次審査を通過した状態でございます。こちらの中から教育委員の先生方に各賞を最終審査して決めていただくこととなりますので、どの部門を御審査いただくか、後ほど御相談させていただきたいと考えてございます。

審査日程は、資料に記載のとおりになります。なお、表彰式は令和7年1月10日にゆいの森あらかわで実施を予定してございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

教育長 ただいま説明がございました。

審査委員を分けて御審査していただくという方法で、今、学務課長から説明がございました。去年は、ここで教育委員の先生方皆さんに御審査いただいて、それでどれがいいだろうかと、過半数というか得票数の多かった順に決めたという経緯がありますけれども、どちらにいたしましょうか。

坂田委員 以前は、ここに書かれているような分類で主担当を決めて、まず候補を選んでもらって、その後全員でそれを見てと、そういうふうな2段階だったと記憶していますけれども、

教育長 確かに、この場で一からだ時間もかかってしまうということもあるかもしれません。昨年と同様に主担当を決めて、ここで見ていただいていた方がいいのかもしれない。

学務課長 資料は御用意しております。どのような形でも審査できるようにはなっております。

教育長 では、もし時間に余裕があるようでしたら、この後、ゆいの森は3時を予定していますので、御担当をまず決めて見ていただいた上で、今日選べるようだったら選んでいただけますでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

教育長 それでは、小学校低学年の部、これは御家族の方と一緒に作ってもいいということですけれども、小学校低学年の部の御審査を担当していただく先生、ぜひ拳手をお願いしたいと思うのですが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。中学校はお2人をお願いしたいと思います。

学務課長 令和4年度は低学年を長島先生で、高学年を繁田先生で、中学校の部を坂田先生と小林先生に審査いただきました。昨年度は教育委員の先生方が御一緒という形となっております。

ります。

教育長 では最初に最終審査の第一次審査という。

坂田委員 私が低学年をやりましょうか。

教育長 坂田先生、低学年ですね。

小林先生、高学年でよろしいですか。

小林委員 はい。

教育長 繁田先生と長島先生は中学生ということで、あくまでも第一次審査ですので、そのあと全員で審査したいと思います。

学務課長 ありがとうございます。

教育長 続いて、報告事項イ「令和6年度『あらかわ小論文コンテスト』」、これは最終審査も含めて御担当いただくこととなります。杉山所長、説明をお願いします。

教育センター所長 令和6年度「あらかわ小論文コンテスト」の審査について御説明させていただきます。

ポイントといたしましては、読書活動の一層の充実を図り、学校図書館を活用した学習活動を推進するとともに、全ての教科等において言語を用いた論理的思考力や表現力の育成を目的とした「あらかわ小論文コンテスト」を実施し、優れた作品を表彰するものでございます。

審査につきましては、校内審査・一次審査・二次審査を実施して各賞を決定いたします。

項番1、表彰でございます。区長賞、教育委員会賞、校長会賞、奨励賞、佳作でございます。

項番2、審査委員でございます。教育委員の皆様をはじめとして、教育長、教育部長、私、教育センター所長で担当をさせていただきます。この後、担当のほうを決めていただきたいと思います。

項番3、審査等日程でございます。令和6年7月に各校に募集要項を配付いたしまして作品の募集をいたしました。9月13日締切り、応募総数といたしまして、小学校が6,982点、中学校が1,990点の合計8,972点の応募がございました。その後、一次審査として10月11日に担当校長及び教員28名、中学校におきましては担当校長及び中学校教員5名で審査をいたしまして、各学年15点を審査いたしました。最終審査といたしまして、その15点から選んでいただきたいと思います。

21ページを御覧ください。審査基準でございます。それぞれの作品につきまして、内容、構成、表現について、こちらに書かれている審査基準で審査をしていただけるとありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、再度15ページを御覧ください。

今後の予定でございます。この後、各学年決定をいたしましたら、封筒をそれぞれの先生にお渡しさせていただきます。封筒の中身につきましては、実施要項、審査基準、児童生徒の作品15点、最終審査用紙、返信用封筒が入っております。お手数でございますが、最終審査用紙を11月22日の金曜日までに教育センター担当まで御郵送いただくか、11月22日の定例教育委員会でお持ちいただいても構いません。よろしくお願いいたします。

審査結果につきましては、12月13日の定例教育委員会にて報告の予定でございます。なお、表彰式につきましては、お弁当レシピコンテストと同じように1月10日を予定しております。

審査の担当学年を決めていただければと思います。参考に、17ページに昨年度までの審査の担当を掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 応募総数について、今、杉山所長から報告がありましたけれども、ここ何年かの応募状況というのは分かりますか。

教育センター所長 昨年度は9,189点でございます。今年度は微減ということになってございます。

教育長 おととしは分かりますか。

教育センター所長 おととしでございますけれども、令和4年度9,647点というところで、少しずつ微減になってございまして、来年度は必ず何とか増やすように研修を設けようと思っております。

教育長 別に点数というわけではないけれども、学校によって極端に減ってしまっている学校があるようだったら趣旨を説明して、せっかく図書館を使った調べる学習や小論文など、読書活動を推進しているのだから、ぜひ協力してもらいたいですね。

教育センター所長 来年度初めに、しっかりと教育センターのほうから各学校に連絡させていただきたいと思っております。

教育長 そのほか、御意見、御質問等ございますでしょうか。

小林委員 児童数が減少しているということではなくてですか、この応募数が減少しているというのは。

教育センター所長 確かにおっしゃるとおり、児童数の減少というのもございますけれども、各学校で様々なコンクールを各学年に割り振っているところで、いろいろなコンクールがあるので力の入れ具合がなかなか均等になっていない学校があるので、そこを小論文コンテストに力を入れるよう今後も指導していきたいと思っております。

教育長 全体の数では分かりませんね。

小林委員 たしか荒川区の学力の調査の結果で、書く能力が少し課題であったということもあるかと思うので、ぜひよろしく願いいたします。

教育センター所長 全国学力調査の結果を受けまして、書く力をつけるように小論文も力を入れさせていただきます。

坂田委員 去年も発言したかもしれませんが、応募総数に対する受賞者数の比率でみると、中学校のほうがやや厳しいんですね。ざっと見ると中学校のほうが2倍弱厳しいというか、そういうふうになっていて、場合によっては、来年度、教育委員会賞を3点にするなど、そういうようなことも考えられてもいいのかなと思います。

以上です。

教育センター所長 中学校は確かに小学校の各学年よりも、全体で審査をすることになりますので、おっしゃるとおり、かなり倍率が高いというところになります。そこを検討させていただいて、今御提案いただいたことを検討させていただきたいと思っております。

教育長 坂田先生、貴重な御意見ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 では、恐縮ですが、杉山所長から説明がありましたように、17ページを御覧になっていただきながら、今年の御審査いただく部門を先生方に選んでいただければと思っております。

職務代理者の小林先生、いかがでしょう。

小林委員 私は、しばらく6年生をやっていないようなので、6年生でお願いいたします。

教育長 小林先生、6年生ですね。

長島先生、いかがでしょう。

長島委員 小学校第2学年でお願いします。

教育長 2学年ですね、長島先生。

繁田先生、いかがでしょうか。

繁田委員 やってない学年で、第5学年にします。

教育長 5学年、繁田先生。

坂田先生、いかがでしょう。

坂田委員 第4学年でお願いします。

教育長 第4学年は坂田先生。あとは1年生と3年生と中学校が残っていますね。

では、3年生はやったことがないので、私、3年生にします。

あとは中学校と小学校1年生で、三枝さん、どちらにしますか。

教育部長 去年、3年をやっていますし、中学校はやったことないので、私は中学で。

教育長 中学校が三枝さんとなると、杉山さんが小学校1年生ですね。

杉山さん、確認のため読み上げてもらえますか。

教育センター所長 審査、まず中学校につきましては三枝教育部長、小学校1年生につきましては杉山教育センター所長、2年生につきましては長島委員、3年生につきましては高梨教育長、4年生につきましては坂田委員、5年生につきましては繁田委員、6年生につきましては小林委員、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 それでは、皆様よろしくお願いいたします。後ほど審査していただく小論文をお渡しさせていただきます。

次に、その他の報告事項ですけれども、教育委員会の日程について、山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 27ページを御覧いただければと思います。

確定ではありませんが、御存じのように、今回、11月10日に区長選挙がございます。西川区長が13日に退任をされまして、14日に新区長が初登庁される形になります。その後、新区長と教育委員の先生方の顔合わせを予定しているところでございます。

以上でございます。

教育長 今、教育総務課長から説明させていただいたように、これはあくまでも事務方のスケジュールですので、新区長の方針やスケジュールで、もしかしたら変更になることも往々にしてあるかもしれないです。

ですので、それをお含みおきいただいた上で、とはいえ新たな区長が就任されますので、教育委員の先生方にはぜひ、御勧談いただければと思っていますので、何とか御都合をつけていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

坂田委員 もともと視察で昼からになったところなので、いいと思います。そこだったら問題はないと思いますけれども。

教育長 すみません。よろしいでしょうか。

坂田委員 時間が後ろのほうがいいのだったら、先に視察に行ってしまうというのもあるかもしれないけれどもね。

教育長 そうですね。ですので、坂田先生がおっしゃられるように、もしかしたら時間や日にちも少しずれてしまうかもしれないので、そのときには事務局から御連絡、御相談させていただきたいと思います。できれば、私も含めて5名の教育委員さん全員が御出席できるよう

な日程を確保したいと思っております。

繁田委員 すみません、僕は前日から福島へ出張ですので。

教育長 では、別の日にしたほうがいいかもしれませんね。

教育総務課長 また、秘書課とも相談になりますけれども。

教育長 日程については改めて調整させていただきます。11月22日は研究発表と定例会のみということにさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、教育委員会令和6年第21回定例会を閉会とさせていただきます。

了